「十日市祭典２０２７」出店要領

出店者は、本要領を遵守すること。本要領を守れない、会場の雰囲気を乱す、主催者の指示に従わないなど、主催者が不適当と判断した場合は、出店申込みの受付・出店を取り消すことがございます。
開催日・開催エリアの縮小変更（JA南アルプス市若草共選所・若草瓦会館周辺のみ）と、来場者駐車場所からイベント会場へのシャトルバス運行による集客を図ることをご承知おき下さい。
開催エリア縮小による出店スペースの縮小を余儀なくされており、出店希望に添えないこともありますことをあらかじめご理解下さい。

１．主　　催　　十日市祭典実行委員会

２．共　　催　　南アルプス市、若草まちおこし協同組合、南アルプス市商工会
南アルプス市農業協同組合、（一社）南アルプス市観光協会、㈱テレビ山梨

３．開催日時　　**令和９年２月６日（土）／７日（日）＜２日間＞**
（開催時間　午前９時３０分～午後４時）

４．出店募集

（１）街路商ゾーン

県道韮崎南アルプス中央線（甲西バイパス十日市場交差点東～ＪＡ南アルプス市共選所、若草瓦会館前）の県道沿い

（２）商工会員・ＪＡ組合員等関係団体ゾーン

ＪＡ南アルプス市若草共選所、若草瓦会館敷地内でのテント出店

５．出店資格

＊祭り開催期間の全２日間に出店でき、次のいずれかに該当する者。

＊申込後、主催者の出店審査許可が下りた者。

＊食品等の提供を行う場合は、ＰＬ保険（生産物賠償責任保険）の加入が必要となります。

＊暴力団関係者・未成年者のみの申し込みは、できません。

＊出店権利の譲渡および名義貸しは一切禁止します。
※実行委員会が、出店権利の譲渡または名義貸しに該当すると判断した場合は、本年度を含め、今後当該出店者の出店を今後一切認めないものとします。

（１）街路商ゾーン〈※〉

①山梨県在住の街露商

②山梨県外に在住の街露商（縁起物・だるま・木工品・茶屋の販売するものを除く）

③その他、主催者が特別に必要と認めた者

（※）飲食販売については、
右記のテントを用意できない者は
出店できません。

（２）商工会員・ＪＡ組合員等関係団体ゾーン

①南アルプス市内に事業所がある（本店所在地が市内にある）南アルプス市商工会の会員・南アルプス市観光協会の会員、ＪＡ南アルプス市の組合員（いずれもR8.10.31現在）、南アルプス市内の公共的な団体

②南アルプス市商工会の会員、南アルプス市観光協会の会員（R8.10.31現在）

③山梨県内の商工会・商工会議所の会員、ＪＡ組合員事業者（R8.10.31現在）

④その他、主催者が特別に必要と認めた者および公共的な団体等

６．出店（区画）数

街路商ゾーン：６８区画　商工会員・ＪＡ組合員等関係団体ゾーン：５５区画

※申込数が区画数を上回った場合、出店をお断りする場合があります。

その場合の優先順位は次の通りとし、主催者が厳正なる抽選により決定します。

【優先順位】

街路商ゾーン…「５．出店資格（1）　③＞①＞②」

商工会員・JA組合員等関係団体ゾーン…「５．出店資格(2)　④＞①＞②＞③」

※出店場所の割付については、出店者確定後、主催者が出店資格別にエリアを設定します。

①街路商ゾーン ⇒ 主催者が決定します。

②商工会員・ＪＡ組合員等関係団体ゾーン

⇒**出店者説明会（開催日委員会で決定）**において、抽選を行い決定します。

７．出店料（２日間分）

街路商ゾーン：**30,000円**／区画（間口約3.0m）、（テント・備品なし）

商工会員・ＪＡ組合員等関係団体ゾーン：**50,000円**／区画、（テント・テーブル・イス）

※１区画：テント１張（間口3.6m、奥行2.7m）、長机（60×180ｃｍ）２台、椅子２脚を含む。**テーブルクロスの用意はありません。**

＊出店料には、ゴミ処理費用・イベント運営諸経費等が含まれます。
＊出店料に含まれる備品以外のものについては全て出店者にご用意していただきます。
＊**出店資格許可後、期日までに所定の方法（後日通知する）で出店料を納入することとし、納入後の返金は行いません。**なお、祭りが中止の場合は、後日返金します。

８．出店申込

募集期間【令和8年１１月９日（月）から　令和8年１１月３０日（月）】までに

所定の申込書類に必要事項を記入の上、下記に申し込むこと。

（１）申込書類は、南アルプス市商工会ホームページ上からダウンロードできます。

（２）**申込書類は、上記期間内に南アルプス市商工会に持参のこと（郵送可、当日消印有効）。**

＊FAX・電話での申し込みは、受け付けません。

＊書類が不備な場合や受付期間外は、受け付けません。

（３）**申込書受付開始・受付時間　令和８年１１月９日（月）から**

月曜～金曜（休・祝日を除く）9:00～12:00、13:00～16:00となります。

（４）**原則として、１出店者１区画とします。**

＜提出書類＞　①出店申込書
②販売品目一覧表（様式１）
③出店参加者名簿**（写真付身分証明証貼付）※カラー印刷**（様式２）
④提供食品の概要書（様式３）…飲食品を販売する場合のみ
＊ＰＬ保険（生産物賠償保険）加入証明等の写しが必須となります。
提出する証明書等は、開催期間中に有効なものであり、補償内容に「生産物」に関する補償が含まれていることを必ず確認してください。
⑤出店の平面図（様式４）
⑥誓約書（様式５）
⑦所属団体加入証明書発行願（様式６）商工会員・ＪＡ組合員等関係団体ゾーンのみ

＜申込先＞　南アルプス市商工会
〒400-0337　山梨県南アルプス市寺部９７１　　TEL：055-280-3730
ＨＰアドレス：https://www.minamialps-shokokai.jp/

９．出店資格審査

出店申込を受理した後、暴力団関係者・未成年者のみの申込等に該当しないことを確認し、警察署等関係官庁に身分照会を行い、適格者のみが出店申込の対象となります。

10. 出店資格の可否

出店の可否は、令和９年１月４日の週を目処に郵送等で連絡いたします。

なお、出店可否の決定内容についての問い合わせは、一切受付けいたしません。

11. 出店者説明会

出店資格許可が下りた出店者には、出店説明会のご案内をいたします。次の日程で開催を予定していますので、必ず出席してください。説明会で出店許可証等を発行いたします。

なお、商工会員・ＪＡ組合員等関係団体ゾーン出店者は、説明会終了後、出店場所の抽選を行います。

●日時：**令和９年１月２６日（火）午後１時３０分～**
●場所：若草生涯学習センター　大ホール
（住所）山梨県南アルプス市寺部725-1（電話番号 ）055-283-8311

12. 販売方法

〇当日の販売は、出店資格を許可された者以外は行えません。
〇販売品目は、申請品目のみの販売となります。
〇各出店者が責任を持って行うこと。
〇価格は消費税込みの総額表示とし、各商品に値札を表示すること。
〇表示、量目、販売など、法令に規定のあるものについては、出店者が十分注意をすること。

13. 販売禁止品等

〇販売に免許や許可が必要なもの（危険物、医薬品、たばこなど）。ただし、必要な免許や許可を得ている場合は認める場合もある。
〇社会通念上不適当あるいは違法なもの（盗品、偽ブランド商品など）。
〇輪投げ、射的など射幸心を煽る態様の出店については、風営法営業許可の届け出が必要な場合があります。事前に南アルプス警察署(055-282-0110)に確認の上お申し込み下さい。
必要な手続きが行われていない場合、退店いただく場合もありますのでご注意下さい。
〇不良品（その旨を明記している場合は除く）や、賞味期限が切れている飲料・食品など。
〇上記の他、主催者が不適当と判断したもの。

14. 火気の使用（消防署から指導事項）

(1) 消火器の常備（義務付け）

会場内での火気の使用は原則禁止とします。飲食物の調理販売に限り認めますが、プロパンガス、ガスコンロ、カセットコンロ、発電機、たこ焼き器、炭火焼き器、わたあめ製造機等を使用する場合は、各自で必要な措置（消火器の常備は必須）を講じるとともに、事故等が発生しないよう細心の注意を払うこと。

①消火器の大きさは、原則10号とすること(4号以下は不可)
②消火器の有効期限を必ず確認し、期限切れは使用しないこと

(2) プロパンガスからつなぐゴム管は、亀裂（破損）などがないかチェックし、古いものは交換すること。
(3) ゴム管を三つ又の器具でつながないこと。
(4) プロパンガスが倒れないように、ロープ等で固定すること。
(5) 改造された発電機を使用しないこと。
(6) 消防署による立入検査には必ず協力すること。

15. 保健所からの指導事項

(1) 食器、はし、フォーク、スプーン等は、合成樹脂製又は紙製とし、１回の使用で廃棄すること。

(2)生食用魚介類(魚卵を含む)を販売する場合は、５℃以下の冷蔵設備を設けること。

(3) 野菜等のカットなど仕込み作業は、当日現場では行わないこと。

※仕込み等の作業場所は、保健所の許可施設で行うこと。

(4) 保健所の立ち入り検査があります。上記が守れない場合は会場から退去いただくことがあります。

(5) 加熱処理など加工を行わない食品等は、物品販売として提供していただく場合がございます。その際は、関係法令に基づく適正な食品表示を必ず行ってください。

16. 搬入・搬出

搬入（両日）午前７時～午前８時３０分、搬出（両日）ゴミ搬出後　午後５時頃（予定）

※１出店者につき１台分の駐車許可証を発行する。（駐車場所は、出店者会議にて案内する）

※最終日の完全撤去時間は午後７時とする。

⇒特に上記を守れない方は、**今後、出店を許可しません。**

17. ごみ処理

出店者の材料残物やダンボール、包装紙等の他、会場内で生じたゴミ（食物の残りかす、容器等を含む）は、自店で販売した以外のものでも出店者同士が互いに回収し指定された場所に保管すること。（６日・７日夕方、パッカー車による収集を行います）

18. その他

①出店許可証は、祭典期間中、必ず**テント正面**（テント前の見える位置）**に掲示**すること。
②**出店資格審査通過後においても、出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁とします。**
③悪天候、自然災害等が発生した場合または発生する可能性がある場合、主催者側の判断で当祭典を中止する場合があります。その場合は前日（５日）の午後３時までに連絡いたします。

④電気を使用する場合の発電機他、出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、出店料に含まれる貸与品以外のものは、全て出店者が用意しその費用を負担すること。

⑤施設の破損、貸与品に損傷等を与えた場合には、現状補償すること。

⑥売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、主催者は一切の責任を負いません。

⑦当実行委員会では出店申込者等から提供いただいた書類（個人情報等）については、当祭典にかかる利用目的以外の目的には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。また、利用目的に照らして不要となった書類（個人情報等）については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【出店申込・お問合せ先】《十日市祭典実行委員会　出店者とりまとめ担当団体》
南アルプス市商工会　〒400-0337　南アルプス市寺部９７１　TEL：055-280-3730
月曜～金曜（休・祝日を除く）9:00～12:00、13:00～16:00

十日市祭典・出店までのスキーム（流れ）

１．出店のお申し込み

期日（Ｒ８年１１月３０日）までに南アルプス商工会へ必要書類を提出

（必要書類）

- □出店申込書
- □販売品目一覧表（様式１）
- □出店参加者名簿（様式２）**（写真付身分証明証貼付）※カラー印刷**
- □提供食品の概要書（様式３）
- □食品提供の場合は、**ＰＬ保険（生産物賠償保険）加入証明等**の写し
- □出店の平面図（様式４）
- □誓約書（様式５）
- □所属団体加入証明書発行願（様式６）

２．出店資格審査

出店希望者および参加予定者の審査（関係官庁等への身分照会等）

３．出店申込者へ出店可否の通知（R9 年１月 4 日の週を予定）

出店許可者　　不許可者

４．出店料を指定日までにご入金

未入金

５．出店者会議へ出席（R9.1.26(火)）

出店許可証の発行、出店場所の通知

６．十日市祭典に出店

残念ですが、今回は出店できません。